

平成30年第2回定例会会議録（第6号）

平成30年6月27日

○出席議員（24名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	23番	江藤勝彦君
24番	河野数則君	25番	首藤正君

○欠席議員（1名）

22番 三ヶ尻正友君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
教育長	寺岡悌二君	水道企業管理者	中野義幸君
総務部長	檜山隆士君	企画部長	本田明彦君
観光戦略部長	田北浩司君	経済産業部長	白石修三君
生活環境部長	江上克美君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	中西康太君
建設部長	狩野俊之君	共創戦略室長	原田勲明君
消防長	本田敏彦君	教育参事	稲尾隆君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	財政課長	安部政信君
建築指導課長	渡邊克己君		

○議会事務局出席者

局長	挾 間 章	次長兼議事総務課長	松 川 幸 路
補佐兼議事係長	佐 保 博 士	総 務 係 長	佐 藤 英 幸
主 査	安 藤 尚 子	主 査	矢 野 義 明
主 任	佐 藤 雅 俊	主 事	大 城 祐 美
速 記 者	桐 生 正 子		

○議事日程表（第6号）

平成30年6月27日（水曜日）午前10時00分開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第61号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 議第62号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 4 議第63号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 議第64号 平成30年度別府市一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 報告第2号 平成29年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第3号 平成29年度別府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第4号 平成29年度別府市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の提出について
- 報告第5号 平成29年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出について
- 報告第6号 一般財団法人別府市総合振興センターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第7号 一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書類の提出について
- 報告第8号 市長専決処分について
- 第 7 議員提出議案第3号 精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書
- 議員提出議案第4号 日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書
- 議員提出議案第5号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書
- 議員提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書
- 第 8 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（黒木愛一郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会委員長・松川峰生君登壇）

○観光建設水道委員会委員長（松川峰生君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

去る 6 月 19 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 40 号平成 30 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分外 3 件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 40 号平成 30 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

温泉課関係では、共同温泉に要する経費において、当局から、平成 28 年の熊本地震の被害により解体した市有区営温泉・梅園温泉について、再建費用の一部として温泉建設等補助金及び貸付金を補正しているとの説明がなされました。

委員から、今後のスケジュール等について質疑がなされ、当局から、市からの補助金及び貸付金 700 万円以外に旧温泉組合から引き継いだ積立金、クラウドファンディング等による寄附金、災害見舞金等が計 850 万円あり、再建にかかる建設費のめどが立ったため、これから建築工事に取りかかり、年内の完成を見込んでいる。また、入浴料の値上げなどにより経営の向上を図っていく予定であると、梅園温泉組合から説明を受けているとの答弁がなされました。

都市整備課関係では、地方道路整備に要する経費において、今年度開通予定の別府湾スマートインターチェンジ上り線の整備工事が、平成 30 年度国庫補助金の内示を受けたことに伴う歳入及び歳出の補正、並びに山田関の江線外道路整備に要する経費において、交付金の補助率が見直されたことに伴う財源補正を計上しているとの説明がなされました。

次に、議第 41 号平成 30 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、及び議第 55 号和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

平成 29 年 8 月、市所有の下水道取付管が閉塞し、汚水の逆流が生じたことにより、山の手地区の民家家屋の浴室及び脱衣所を汚損した事故において、和解及び損害賠償の額を定めるため、歳出として損害賠償金を、また、歳入として歳出と同額の下水道賠償責任保険金収入を予算計上しているとの説明がなされました。

委員から、事故発生から示談まで時間がかかった経緯についての質疑がなされ、当局から、被害者に保険会社の査定結果を提示した段階で、改装中における仮設浴室の設置に関する要望があったため、示談までに時間を要したとの説明がなされました。

さらに委員から、汚水の逆流の頻度についての質疑がなされ、当局から、頻繁に起きるものではないが、山の手地区は布設後 50 年ほど経過しており、今回は経年劣化が原因であったとの説明がなされました。

最後に議第 56 号市道路線の認定及び廃止については、し尿処理場春木苑、亀川駅西口広場及び別府湾スマートインターチェンジの整備に伴い、新たに認定する 4 路線と廃止する 1 路線の説明がなされました。

以上 4 議案全ての採決におきまして、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(厚生環境教育委員会副委員長・安部一郎君登壇)

○厚生環境教育委員会副委員長(安部一郎君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る6月19日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第40号平成30年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分外7件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第40号平成30年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分についてであります。

障害福祉課関係では、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴うシステム改修委託料を、子育て支援課関係では、認定こども園ひめやま幼稚園が実施する保育所の増築費用に対する補助金の追加額を、並びに朝日第3放課後児童クラブを第2図書室に移転するための改修工事費等の追加額を、高齢者福祉課関係では、介護施設の耐震化を図るための補助金を計上する旨の説明がなされました。

委員からはさしたる質疑もなく、採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号平成30年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

歳出では、青山・東山圏域の地域包括支援センターにおける相談窓口を運営するための委託料を計上、また、歳入では、財源となる国、県からの交付金等を計上する旨の説明がなされました。

採決におきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、予算外の6議案についてであります。

議第43号別府市出張所設置条例の一部改正については、別府市消防署亀川出張所の建てかえに伴い、公共施設再編計画に沿って、現在の亀川東町から、平田町にあります別府市北部コミュニティセンターあすなる館に移転するため、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

委員からは、あすなる館への移転の時期や、交通アクセスの改善等の対応について質疑がなされ、当局からは、9月下旬の移転を予定しており、また、あすなる館への案内看板を整備し、周知に努めるとの答弁がなされ、これを了といたしました。

次に、議第49号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童支援員の資格要件が拡大されたことに伴う条例の改正を、議第50号別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、及び別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令により、関係する基準を定める省令が改正されたことに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、議第43号、議第49号及び議第50号は、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、議第52号別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正については、市民共有の財産である温泉資源を保護するため、温泉発電等の導入、または温泉発電等のための地熱技術開発等を目的とする、源泉の掘削を回避すべき地域アボイドエリアを指定できること、また、指定した地域内において源泉の掘削をし、温泉発電等の導入を行う際に必要となる手続を定めることに伴い条例を改正するものであるとの説明がなされ

ました。

委員からは、アボイドエリアを指定するに至った背景などについて質疑がなされ、当局からは、別府市温泉発電等対策審議会において、平成28年度に実施した源泉データと過去のデータを分析したところ、現在の別府市地域の温泉資源は、全体的に減衰傾向にあるとの結論に至ったため、温泉資源の保護を目的として指定をしたとの答弁がなされました。

他の委員からは、本条例の改正内容について一定の評価はできるものの、悪質な業者が参入した場合などの対応についてるる質疑がなされ、当局からは、大分県自然保護推進室への情報提供に努めたいとの答弁がなされました。

採決におきましては、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。議第52号議案については、委員から、地域住民の声が反映され、より充実した内容を盛り込んでいくべきと考えるので、附帯決議を付すことが提案され、採決の結果、全員異議なく決定されました。

附帯決議の内容は、次のとおりであります。

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例については、今後、以下のことを検討し、できる限り速やかにその検討結果を議会に報告することを強く求めます。

- 1 別府市温泉発電等対策審議会の構成委員に、住民やまちづくり組織の代表を加えるよう要望する。
- 2 地域におけるトラブルを未然に防止するため、地域の合意形成を行う場に市が主体的に関与すること。具体的には、温泉発電等設備の設置前に設備、環境、景観等の専門家及び当該地域の住民代表等を含めた協議会を設置した上で合意形成を進めるような仕組みをつくることを要望する。
- 3 温泉発電等設備設置時点の最終段階において、事業計画についての市長の同意を求めること。また、不適切な案件に関しては、当該同意の取り消しも可能にできるような仕組みをつくることを要望する。

以上が、附帯決議の内容であります。

次に、議第53号工事請負契約の締結については、旧西小学校の解体工事について、要件設定型一般競争入札の方法により、光綜合工業株式会社が落札し、契約金額は1億3,284万円であるとの説明がなされました。

委員からは、解体の対象範囲や工期について質疑がなされ、当局からは、旧西小学校の校舎、体育館及び旧西幼稚園全てが解体の対象であり、工期は平成31年2月までを予定しているとの答弁がなされました。

採決におきましては、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第59号市長専決処分については、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の上限の引き上げ、並びに減額の基準等を変更するため、市長専決処分を行ったので、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるとの説明がなされ、採決におきましては、全員異議なく承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会副委員長・阿部真一君登壇)

○総務企画消防委員会副委員長(阿部真一君) 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る6月19日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第40号平成30年度別府市一般会計補正予算(第1号)関係部分外10件について、翌20日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 40 号平成 30 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

まず、消防本部関係部分では、地域防災組織育成助成事業として、婦人防火クラブ及び幼年少年消防クラブに、消火訓練用標的と水消火器を整備するための経費を計上、また、消防団員に対しトランシーバーを配備するための経費をそれぞれ歳出において計上し、これらに対応する 190 万円をコミュニティ助成金として歳入に計上するとの説明がなされました。

次に、総務課関係部分であります。議第 45 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに関連し、行政運営上の法律相談等について、弁護士を非常勤特別職の「法務支援員」として任用するための条例改正を行うことに伴い、当該弁護士の報酬を計上するものである旨の説明がなされた次第であります。

続きまして、市民税課関係部分では、県民税徴収事務費委託金において、納税義務者数の重複積算により過大に算定されていた過去 5 年分の県返納金 5,400 万円を計上するものであるとの説明が、財政課関係部分では、今定例会における補正予算の編成において、歳出が歳入を約 6,490 万円超過したため、歳出の予備費を同額減額し、歳入歳出予算を調整するとの説明がなされたところであります。

次に、自治振興課関係部分では、コミュニティ助成事業助成金を活用し、関の江新町自治会に対し屋外用放送設備及びコミュニティ活動備品を購入するための費用として、歳入及び歳出においてそれぞれ同額の 250 万円を計上する旨の説明が、さらに、防災危機管理課関係部分では、同じくコミュニティ助成事業助成金を活用し、別府市連合防災協議会の自主防災組織の取り組み強化等のため、訓練用及び研修用資機材を購入するための費用 180 万円を歳出に、また同額を歳入にそれぞれ計上するとの説明がなされました。

これに対し委員から、今回購入する避難用ダンボールベッドの用途と管理状況はどのようなになっているのかとの質疑がなされ、当局から、購入するダンボールベッドは、組み立て方など使用方法を自主防災会が訓練するためのものであり、連合防災協議会の事務局である当課が保管し、その他にも訓練用の人形やテント、研修で使用するスクリーンといった 17 品目を購入予定であるとの答弁がなされました。また、この議案に関連し、市内での避難用ダンボールベッドの必要量はどのくらいと考えているかとの質疑に対し、当局から、現在、福祉避難所用として約 100 個、その他避難所用として約 150 個は備蓄済みであるが、災害時での需要は多いと考えているため、今後備蓄をふやしていく必要があるとの答弁がなされました。

最終的に議第 40 号平成 30 年度別府市一般会計補正予算（第 1 号）関係部分については、当局の説明を了とし、採決の結果、いずれの関係議案も原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 44 号別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、公職選挙法の一部が改正されたことにより、市長選挙と同様に市議会議員選挙においても、選挙運動用ビラの作成費用を公費で負担することができるようにするための条例改正である旨の説明がなされました。

委員から、市議会議員のビラの枚数の確認と、1 枚当たりの単価について質疑がなされ、当局から、枚数については 4,000 枚、単価については、7 円 51 銭を限度とする旨の答弁がなされ、採決の結果、いずれも全会一致で可決いたしました。

続きまして、議第 46 号別府市税条例等の一部改正については、いわゆる政府の「働き方改革」に関連し、障がい者、未成年者等の非課税措置の所得要件の引き上げや、市のたばこ税率の条例改正である旨の説明がなされました。

次に、議第 47 号別府市税条例の一部を改正する条例の一部改正については、入湯税の超過課税に係る条例改正に関し、その施行日を平成 31 年 4 月 1 日とすることに伴い、条例を改正しようとするものであること、また、議第 48 号別府市都市計画税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律により引用する地方税法の条項の移動に伴い、所要の改正をするものである旨の説明がなされました。

続きまして、議第 51 号別府市犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等が受けた直接的被害及び二次的被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的として、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるとともに、その支援を総合的に推進するため、条例を制定するものである旨の詳細な説明がなされました。

次に、議第 54 号の動産の取得についてであります。当局より、車両更新計画に基づき、老朽化した現有車両の更新のため、新たに高規格救急自動車を購入する旨の説明がなされました。

以上 4 件の条例議案及び 1 件の動産の取得については、委員から特に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

続きまして、3 件の市長専決処分であります。

まず、議第 57 号では、平成 30 年度の税制改正に伴い関係法令が改正され、所要の措置を講ずるため別府市税条例の一部を改正した旨の説明が、また、議第 58 号では、同じく平成 30 年度の税制改正により別府市都市計画税条例の一部を改正したものであり、具体的な改正内容としては、利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公園施設に対する都市計画税の減額を受けようとする者がすべき申告について、必要な手続を定めるものであるとの説明がなされました。さらに、議第 60 号では、地方税法第 404 条第 2 項の規定に基づき、固定資産評価員を専決処分により選任したとの説明がなされ、以上 3 件の市長専決処分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(黒木愛一郎君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(2 番・竹内善浩君登壇)

○2 番(竹内善浩君) 議案第 51 号別府市犯罪被害者等支援条例の制定について、反対の意を表します。

平成 16 年 12 月 8 日、犯罪被害者基本法ができ、近年多くの自治体で犯罪被害者等支援条例が制定され始めました。

2018 年、ことしの 4 月、大分県犯罪被害者等支援条例が制定され、全国都道府県で 10 番目、誹謗中傷などの 2 次的被害を明記した初めての条例が制定されました。

そして、今回、別府市犯罪被害者等支援条例の制定となっております。

議案に上がったこの条例の基本理念は、犯罪に巻き込まれ、社会からの誹謗中傷を抑え、個人の尊厳と普通の生活を再び営むことができるよう支援するものと理解しています。必要な条例です。そして、この条例は、性暴力などの性犯罪の被害者においても、等しく支援されるものでなければなりません。

犯罪を受けた方、家族、遺族に至るまで、非は自分自身にある、自分の落ち度から起きたことだと、被害者が、犯罪が起きる前の自分自身を責め続ける、とてもつらい犯罪被害の形があるのも事実です。

議案質疑のとおり、性犯罪被害者も対象であること、被害届を出さないと具体的な支援を受けられないこと、またパブリックコメントを取り扱っていないことを確認いたしました。

別府市の条例は、別府市民のためにあるものです。十分な条例の意義、説明を行い、パブリックコメントで市民の声を聞き、犯罪に遭われた皆さんの声を真摯に受けとめなければなりません。

議員諸氏に問います。国の基本法や県の条例に書かれていない「当事者の心情を過去にまでさかのぼり受けとめて支援する」の文言を、別府市の条例の基本理念に加え明記し、市民のための温かく深い条例にすべきではないかと考えます。

以上の理由により、10年後の別府市を考える桃花善心の会としては、第51号議案、別府市犯罪被害者等支援条例の制定について反対いたします。

以上をもって、討論を閉じます。

○議長（黒木愛一郎君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について、順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第51号別府市犯罪被害者等支援条例の制定についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木愛一郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号平成30年度別府市一般会計補正予算（第1号）から、議第50号別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてまで、及び議第52号別府市温泉発電等の地域共生を図る条例の一部改正についてから、議第56号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上16件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上16件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上16件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第57号市長専決処分についてから、議第60号市長専決処分についてまで、以上4件に対する各委員長の報告は、いずれも承認すべきものとの報告であります。以上4件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上4件は、各委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第2により、議第61号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第61号は、本市教育委員会委員に、山本隆正氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会

の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（黒木愛一郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 61 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 61 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、議第 62 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 62 号は、本市職員懲戒審査委員会委員に、本田明彦氏を任命したいので、地方自治法施行規則第 16 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（黒木愛一郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 62 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 62 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 4 により、議第 63 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 63 号は、「まちをまもり、まちをつくる べっぴん未来共創

戦略」の推進と諸課題の解決に向けての体制づくりのため、再び副市長を2人置くこととし、川上隆氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（黒木愛一郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

○10番（加藤信康君） 人事案件ということで、少し御質問をさせていただきます。

今回、経済産業省から2人目の副市長としてお招きをしようということでありまして、今提案理由の説明にも少し出ましたが、決して国のほうから副市長をずっとお招きするというのは当たり前だというふうには思っておりません。そういう意味ではその選任の都度、やはり市長から詳しくその意味合い、そしてまたその副市長にお願いする役割等々をその都度市民の皆様説明すべきだというふうに思いますので、もう少し詳しくその役割等について御説明をいただきたいと思っております。

○副市長（阿南寿和君） それでは、市長の前に私のほうから少し御説明をさせていただきます。

私も就任させていただいて3年という年月がたちましたが、その間、皆さん方から本当に御支援をいただきまして、きょうまで務めさせていただくことができました。もちろん地元の事情に通じた副市長というのは必要な点も感じております。ただ一方では別府市の今の立ち位置といいますか、日本の中の別府市、そしてまた世界をにらんだときの別府市ということ、将来を考えますと、やはりこの大競争の時代の中でほかの都市に伍していかないといけないといった点では、組織の活性化も必要でございます。外からの目で、そして新たな知見を得ながら進めていくということも必要でございますので、今回、経済産業省からお招きを前任の猪又氏に引き続いてお招きするといった点につきましては、今議会でも資源エネルギーの問題でありますとか、いろいろな地場産業の振興でありますとか商店街の振興、また起業・創業といった点について議論もなされ、またいろいろな御提言をいただいております。こういった課題の解決につながるものとしたしまして、やはり経済産業省としっかりとしたパイプを引き続き持つていくというのは、非常に重要なことではないかなということ、こういった点で引き続いて経済産業省のほうから出向をいただいで、別府市の発展のために御尽力をいただくというようなことで我々も期待しているところでございます。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきたいと思っております。

かねてから私は、これだけ広範な範囲にわたる分野がございますので、副市長の2人制ということについては堅持をしていきたいということで、前・猪又副市長の時代からお願いをしてまいりまして、今回、猪又副市長が国に復帰をするということで、引き続き経済産業省から、先ほど副市長からの御答弁もさせていただきましたけれども、「べっふ未来共創戦略」を初めさまざまな分野にわたって私どもがなし遂げたい事業の内容が、経済産業省に所管をするような関係する内容が非常に多いということで、引き続き経済産業省からお迎えをしたいという御提案をさせていただいた次第でございます。

前・猪又副市長時代に関しましても、非常にやはり内部の目も、これも内部調整という面に関しましては非常に重要であるということには間違いのないわけでありまして、やはり国から来ると、さまざまな知見を持って来ていただくということ、いわゆる外部から別府市を見ていただいで、それを内部で調整をして思い切った政策を実現していくということ、これを前・猪又副市長時代にも随分やっただいで、その功績はもう私が言うまでもなく、皆さん御承知のことと思っております。ラグビーワールドカップにおける功績、別府ONSENアカデミア、インバウンド対策、さまざまな功績があったというふうに思っ

おります。引き続きこういったことを引き継いでいただくという意味においては、ぜひ皆様方には新しい副市長の選任に御同意をいただきたいと強くお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきますと思います。

○10番（加藤信康君） ありがとうございます。その必要性については、市長の意気込みもわかりました。

それで、ちょっと済みません、任期については何か定め、またはお願いをしておくことがありますか。

○副市長（阿南寿和君） 承認をいただきまして、任期のほうは今のところ7月の中旬には着任をしていただくということでございますから、前任の猪又副市長も当然でございますが、4年間ということ考えております。

○10番（加藤信康君） 法律どおりで4年間ということなのですが、まちづくりだとか観光戦略、観光振興に当たってよく専門家を外部から招き入れるということがあります。その場合、その成果目標なり成果を問われます。副市長という役割が決してそれに当てはまるとは思いませんし、複雑多岐にわたる部分でありますから、決して同じだとは言いませんが、やはり役割を持ってお願いする以上はどういう結果、先ほど猪又副市長のことをおっしゃいましたけれども、どういう仕事をしていただいた等々については、その都度市民の皆様方に御説明、示していただくことが必要ではないかなというふうに思いますので、地方創生事業に絡んで国も一生懸命やる自治体には国の役人を派遣するという事業があるみたいです。でも、それを見ますと、やはり上限2年が精いっぱいのような状況です。そういう意味ではしっかりこの仕事をこれまでにやっていただきたいという目標を持ってお願いすべきではないかなということをお願いして、この点については質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第63号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。議第63号は、原案に対し同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木愛一郎君） 起立多数であります。よって、本件は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

ただいま、副市長に選任の同意を与えました川上隆氏から挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔新副市長挨拶〕

（新副市長・川上 隆君登壇）

○新副市長（川上 隆君） ただいま御紹介いただきました川上と申します。

本日、副市長の就任につきまして御同意をいただきまして、議会の皆様に対して大変感謝を申し上げます。

別府市は、温泉や豊富な自然、また、これまで皆様が築いてこられたさまざまな資源が

ある大変魅力的なまちだと私自身は思っております。

議員の皆様、職員の皆様、市民の皆様とともに、この魅力ある別府市のさらなる活性化のために全力で取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、御指導・御鞭撻のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございます。(拍手)

(新副市長・川上 隆君退場)

- 議長（黒木愛一郎君） 次に、日程第5により、議第64号平成30年度別府市一般会計補正予算（第2号）を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

- 市長（長野恭紘君） ただいま上程されました議第64号平成30年度別府市一般会計補正予算（第2号）の概要について、御説明いたします。

去る6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震でブロック塀が倒壊し、小学生を含む2名の方が犠牲になるという痛ましい事故が発生いたしました。犠牲になられた方々に慎んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

本市においては、この地震発生後、直ちに児童生徒や市民の安全を確保するため、全ての学校施設や公共施設の緊急安全点検を実施し現状の把握を行うとともに、徹底した安全対策を講じるよう指示したところです。

今回の補正予算は、不測の地震発生に備えた緊急対策として、ブロック塀等の倒壊による人身被害の防止と避難や救助、消防活動の円滑化を図るため、危険性があるブロック塀等の除却を促進する補助制度を創設するため、所要の経費を計上するものです。

近年、全国的にも局地的な集中豪雨や地震などが頻発しており、これまでに経験したことのないような自然災害のリスクが高まっています。今回の地震を機に、2年前に熊本地震の経験で得た教訓を生かしながら、今後の防災対策や災害対応に万全を期し、市民の安全で安心な暮らしの確保に努めてまいります。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重審議の上、よろしくお願いをいたします。

- 議長（黒木愛一郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

- 10番（加藤信康君） たびたび済みません。今、提案理由の説明ということで市長から少し詳しいお話をいただきましたので、ある程度わかりましたが、済みません、この補助対象、今回公共施設、特に大変悲しい事件があって、事故があって、それに即座に対応していただくというふうな、大変うれしく思いますので、これは感謝申し上げますが、公共施設等々、その対象です、補助対象。公共施設は市がやるわけですから、これは対象外になるのだと思いますけれども、もう一度その補助対象について説明をいただけますか。

- 建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

補助対象の方といたしましては、別府市内にブロック塀等を所有されております所有者また管理者の方で、危険ブロック塀の除却を行うものというふうな位置づけをしております。ただし、国、地方公共団体、これらに準ずる団体の方については除くというふうなことで現在考えております。

- 10番（加藤信康君） 公共施設も調査をされたと思うのですけれども、公共施設はこういう事業として急ぐ分はなかったというふうに判断してよろしいですか。

- 建設部長（狩野俊之君） お答えいたします。

公共施設に関しましては、現在そういう作業を進行しておりますので、その結果をもって進めていきたいというふうに考えております。

- 10番（加藤信康君）この概要のペーパーをいただきました。道路に面するもの、ブロック塀等、そして道路に面するもの。この道路というのは、いろいろ解釈があると思うのですが、今回の事故は、大阪府北部地震の事故は通学路であったということが言われています。今回は民間を対象の事業ですけれども、この道路に面する、この道路の幅、道路というのはどこまでなのか教えてください。

- 建築指導課長（渡邊克己君）お答えいたします。

この道路の位置づけといたしましては、建築基準法に位置づけられております道路というふうなことを考えておりますので、人の通りが少ない、建築基準法に位置づけられていないような道路につきましては、今回の対象からは外しております。

- 10番（加藤信康君）2年前の熊本地震のときに、実は別府でもかなりの塀が倒れました。たまたまそこを歩いている方々がいなかったということで事件・事故にはならなかったのですが、例えば北部地区公民館の横の壁が一遍に倒れた、御存じだと思うのですが、そこは修復していると思います。あそこは道路ではないですね、市有地。ところが、公共施設でありながら、使っているのは裏の駐車場から背戸を通して、常に通るところなのです。そういう意味では建築基準法で言う道路という、限定されているようではありますが、やはり通学路ではないところを子どもが通ったりとか、一般市民が公道と勘違いして利用しているところもあるだろう。そういう意味では少し幅広く見ておいたほうがいいのではないかなと思います、いかがでしょう。

- 建築指導課長（渡邊克己君）お答えいたします。

議員御指摘のとおり、通行人に対して危険であるというふうなことがある道路に関しましては、少し柔軟的に、現地を調査の上うちのほうで確認をした状態で、対象になるかならないかの判断をさせていただきたいというふうに考えております。

- 10番（加藤信康君）ありがとうございます。今回は50件、上限7万円という算出をしています。本当にこの危険性を市民の皆さんが理解していただいて、自分で出さなければならぬ部分もありますので、うまく事業が進めばいいかなと思いますし、進めば50件では足りなくなってくるかなというふうに思います。

それで、市のほうもこういう事業を組む以上は指導なりもしていかないと、なかなか危険と判断しながらも、「ここは危険ですよ」と言いながらそのまま、向こうが、「いや、お金がないですから、事業ができません」というのでは困るだろうと。そういう意味ではある程度指導していくのかどうか、予定があるのかをお聞かせください。

- 建築指導課長（渡邊克己君）お答えいたします。

7月に入りまして、大分県のほうと共同で道路に面する部分の危険ブロックのパトロールを行うような計画を今しております。その時点で危険ブロック等を発見しましたら、所有者等にその辺の注意喚起をしていきたいというふうに考えております。

- 10番（加藤信康君）個人の持ち物の塀でも、先ほど言いました通学路に面する部分は幾らでもあると思います。そういう意味では危険性があると判断した場合は、特に強いお願いをしながらこの事業が成功することを期待して、質問を終わりたいと思います。

- 24番（河野数則君）1点だけお尋ねします。別府の町並みを各地域でごらんになっていただけると、私は亀川です、山本議員は上人。上人地域と亀川地域によくあります、別府石を使った丸石の塀があります。これは粘土で固めて石を乗せるだけ。そして新しくつくったものは三和土で固めて石を乗せるだけ。1メートル50、2メートル近くの塀もあります、1メートル50近くの塀もあります。さきの熊本地震で随分倒壊して倒れました。私も、その後一般質問で、別府石の塀が亀川・上人で随分崩れました。大変なことになっ

ていますよ。行政が何か手助けはとしましたけれども、その後何にも当たっていません。

今回、「ブロック等」とありますけれども、上限の補助が7万円。そういう別府石を使った塀は除去すれば7万円程度ではできません。相当な金額になる。そして、その別府石の塀を残すとすれば、補修をすればまた随分お金がかかる。別府全体の町並みをずっと見た中で、あなた方は「ブロック塀」「ブロック塀等」とありますけれども、ブロック塀だけに的を絞って、今私が申し上げた上人・亀川地域の別府の丸石を使った塀については、どういうお考えですか。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

今回の補助対象の中も、別府石を使った塀も含むようなことで考えております。金額的なものになりますが、除却費用の2分の1、上限金額が7万円というふうなことにしております。予算の関係もありますので、別府市内幅広く、皆さん危険箇所、道路に面する部分に使っていただくための設定というふうなことで考えております。別府市に関しましては、私も町並みの形成には十分役立っているというふうな考えはありますが、危険であれば、今回この費用を使って除却のほうを進めていただければというふうな考えを持っております。

○24番（河野数則君） 今回は緊急でそういう予算を出したのでしょうかけれども、これ、1回やるとやめるわけにはいきません。今申し上げたように別府石の塀を除去する、それは7万円の補助金では到底足りませんので、それ以後、いろんな要求が出てくると思いますよ。私は大変な予算を入れることになると思いますが、そこら辺はちゃんと最後まで対応できるのですか。

○建築指導課長（渡邊克己君） お答えいたします。

国、大分県のほうも今回の地震に対して何らかの補助、交付金関係を今考えておるような状況でございます。別府市の場合、今回緊急でというふうなことです。交付金は使っておりませんが、今後、国・県に相談いたしまして、使える交付金等を入れまして、この数字、50件、あと7万円というふうな数字については、今後十分検討していければというふうな考えを持っております。

○24番（河野数則君） はい、わかりました。申し上げたとおり今回は緊急でありますので、その予算の配分の推移を見ながら、また質問してまいりたい。はい、ありがとうございました。

○議長（黒木愛一郎君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。上程中の議第64号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、上程中の議第64号については、委員会付託を省略し、これより討論を行います。

討論のある方は、挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） お諮りいたします。別に討論もないようでありますので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。上程中の議第64号平成30年度別府市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6により、報告第2号平成29年度別府市一般会計繰越明許費繰越計算書の提出についてから、報告第8号市長専決処分についてまで、以上7件の報告が提出をされておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿南寿和君登壇)

○副市長(阿南寿和君) それでは、御報告をいたします。

報告第2号は、平成29年度別府市一般会計補正予算(第1号)、(第2号)及び(第5号)において、繰越明許費として議決をいただきました庁舎施設整備事業外17事業について、報告第3号は、平成29年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)において繰越明許費として議決をいただきました公共下水道事業について、報告第4号は、平成29年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)において繰越明許費として議決をいただきました後期高齢者システム改修事業について繰越額が確定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第5号は、平成29年度別府市水道事業会計予算繰越計算書の提出です。地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、配水管整備事業について、予算を平成30年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告するものです。

報告第6号及び報告第7号は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本市が出資しております法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものです。

報告第6号は、一般財団法人別府市総合振興センターの平成29年度事業収支報告書及び平成30年度事業収支計画書の提出です。

平成29年度は、独自事業や指定管理者事業等計9事業を実施いたしました。事業全体では事業数減等のため前年度に対しましては減収減益となりましたが、計画費につきましては、計画を上回り増収増益となりました。

平成30年度は、独自事業、指定管理者事業等で計9事業を実施する計画となっております。

報告第7号は、一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンターの平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画書の提出です。

平成29年度には、生活安定事業、余暇活動事業、健康管理事業を中心に実施いたしました。特に余暇活動事業において幅広い年齢層で利用できる新規事業を展開するなどして新規会員の加入等を図ることができました。3月末日の会員数は3,590名となり、前年同月末と比べ56名の増加でした。

平成30年度は、勤労者・居住者に総合的な福祉事業を行い、勤労者等の福祉の向上、企業の振興、地域社会の活性化に寄与すべく運営を行うとの運営方針により、生活の安定にかかるとの事業等を行う計画となっております。

報告第8号は、公用車による事故外1件の和解及び損害賠償の額の決定並びに市営住宅の未納家賃に係る訴え提起前の和解1件について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上、7件について御報告を申し上げます。

○議長(黒木愛一郎君) 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第7により、議員提出議案第3号精神障がい者に対する公共交通機関の運賃

割引の適用を求める意見書から、議員提出議案第6号義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(1番・阿部真一君登壇)

- 1番(阿部真一君) 議員提出議案第3号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

「障害者基本法」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。

また、「障害者の権利に関する条約」が批准され、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行された。

本県においても、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が制定、施行された。

さらに別府市においても、平成25年に「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」が制定、施行されている。

しかしながら、鉄道、タクシーを初めとする公共交通機関においては、身体障がい者及び知的障がい者に対する運賃割引制度が設けられているにもかかわらず、精神障がい者は対象となっておらず、他障がいとの間で大きな格差が生じている。

精神障がい者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

については、国会及び政府におかれては、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、身体障がい者及び知的障がい者と同様に、精神障がい者も適用対象とすることを働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 殿
何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

- 議長(黒木愛一郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(黒木愛一郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(11番・荒金卓雄君登壇)

- 11番(荒金卓雄君) 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより、本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が2度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきである。

記

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
- 2 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
- 3 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(黒木愛一郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(黒木愛一郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9番・穴井宏二君登壇)

- 9番(穴井宏二君) 議員提出議案第5号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成8年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者の方は約2万5,000人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されている。本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者の方の高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(黒木愛一郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・三重忠昭君登壇)

○6番(三重忠昭君) 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・教育予算拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことです。今、厳しい社会経済状況の中で、雇用格差やそれに伴う低所得労働者の増大による賃金格差など、大人や保護者を取り巻く環境が厳しさを増しています。その格差は子どもの貧困にもつながっています。生まれ育った環境や家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないようにしなければなりません。そのために、就学援助・奨学金制度の拡充など、公教育の基盤充実が不可欠です。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、保護者や子どもたちから大変有益であると高く評価されて

います。しかしその一方で、不登校、いじめなど子どもを取り巻く問題の深刻化、障がいのある子どもや日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちへのニーズも多様化してきています。また、授業時数や指導内容も増加している中で、これらの問題・課題に学校が組織的に取り組むためには、計画的な教職員の定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることを保障しなければなりません。しかし、現状の教育予算については、義務教育費国庫負担金の国の負担割合が引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって教育条件格差があってはなりません。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。

そのことも踏まえて、教育予算拡充のために以下のことを求めます。

記

- 1 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合増と制度の拡充を図ること。
- 2 きめ細かい教育の実現に向けて、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月27日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(黒木愛一郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第6号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒木愛一郎君) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で、平成30年第2回別府市議会定例会を閉会したいと思います
すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で、平成30年第2回別府市
議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会